

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学客員教授等選考規程

平成16年4月1日
規程第 51 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において、客員教授、客員准教授又は客員助教を称することができる者（以下「客員教授等」という。）の選考等に関する事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 客員教授等として選考できる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本学において引き続き3月以上、専門分野に関する教育又は研究に従事する者とする。

- (1) 非常勤講師
- (2) 課題創出連携研究員
- (3) 国際共同研究員
- (4) 招へい教員
- (5) 委託教員

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた者については、客員教授等として選考できるものとする。

3 客員教授等の称号は、客員教授にあつては本学教授、客員准教授にあつては本学准教授、客員助教にあつては本学助教と同等以上の知識、能力及び経験を有すると認められた者に学長が付与する。

(選考及び決定)

第3条 客員教授等の選考及び決定は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任教授、特任准教授等の選考等に関する規程（平成17年規程第2号）に定める特任教授等の選考に準じて行うものとする。

(通知)

第4条 第2条第3項に定める称号の付与については、契約書その他の文書にその旨を記載して本人に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学客員教授等選考規程第3条の規定による客員教授等の選考及び決定並びに第4条の規定による通知は、前項の施行の日前においても行うことができる。